

論文

おたあジュリアの事例にみる カトリック教会の婚姻問題

安 廷苑

キーワード

婚姻問題
カトリック教会
おたあジュリア

目次

- はじめに
 - おたあジュリアの生涯
 - ジュリアの立場をめぐる史料的記述
 - ナバレーテの著作にみるカトリック教会の見解
 - おわりに
- 注

1. はじめに

おたあジュリアという女性は、近世朝鮮に生まれたが、秀吉の朝鮮出兵の際に日本に連れてこられ、その生涯を終えた女性である。小西行長の正妻と徳川家康に仕え、日本でキリシタンになったことから教会側の史料にその名が遺されており、その存在が知られるようになった。おたあジュリアについては、①キリシタンであること、②秀吉の朝鮮侵略戦争時に朝鮮半島から連れて来られたこと、③日本史上の政権との関わり、という3つの側面があり、注目されてきた。彼女は、朝鮮半島において貴族階級の出身であったと考えられている。

令和3(2021)年、旧萩藩土村田家伝来文書が「白練緯地葵紋付変り段亀甲模様小袖」と共に萩博物館に寄贈された¹。同小袖は村田安政が駿府において徳川家康に謁見した際に拝領したものである。この小袖に付随する史料は、彼女の②と③の側面を示すものである。毛利家に身を寄せている人物が生き別れになった自分の弟かも知れないと思い、彼女が自らの出自を語るという生々しい史料である。萩藩における朝鮮人捕虜について論じられたことはあるが²、依然として不明なところが多く解明が待たれるところである。

彼女については、キリシタンであったことからイエズス会の史料に関係記事が確認できるが、断片的記述が中心となっており、十分な研究は行われてこなかった³。そこで、現時点で判明している日本側の史料とキリシタン史料について再検討を行いたい。とりわけ今回は、これまで私が研究してきたカトリック教会法における婚姻問題という側面から検討を行いたいと思う。ただし、この論文の目的は、おたあジュリアの立場が側室であったかどうかを究明することではない。側室への授洗をめぐるカトリック教会の見解を、おたあジュリアの事例から考察することにあることを断っておきたい⁴。

2. おたあジュリアの生涯

おたあジュリアは、かつては大田（または太田）ジュリアとされていたこともあったが、現在では「おたあ」が彼女の名前であり、「お」は美称の「御」であると考えられている。ジュリアは、彼女の洗礼名である。

彼女は、朝鮮の貴族の娘として漢城（現在のソウル）に住んでいたと考えられている。文禄の役の際、彼女は日本の第一軍の総大将小西行長の軍隊に捕えられ、日本に連行された。その後、宇土にいた行長の妻ドナ・JUSTAの侍女になっている。1596年5月、スペイン出身のイエズス会士ペドロ・モレホン（1562～1639）が肥後国宇土において60名に洗礼を授けたが、その中に高麗出身で小西行長に仕えている身分の高い者がいると記されている。ルイズデメディナ神父は、この時の受洗者におたあジュリアが含まれていたのではないかと推測している⁵。

関ヶ原の戦い後、行長が処刑されると、詳細な経緯は分からないが、彼女は家康に仕える

ようになった。キリシタン史料、とりわけイエズス会の史料には、彼女が家康に直接仕えたことになっているが、その一方で、彼女が家康の側室であった可能性は繰り返し否定されている⁶。彼女は家康の侍女であったということなのであろうが、確かに彼女が家康の側室であったことを示す史料は確認できない。

慶長14(1609)年、ジュリアは、毛利家に高麗人がいるということを知りつけた。その人物がもしかしたら自分の弟かも知れないと思い、その人物に連絡を取ろうとした。漢城から連れて来られた経緯や2人いるとされる弟、とりわけ下の弟の身体的特徴を述べ、書状のやり取りをした。その結果、萩藩に寄宿している村田安政という人物が、ジュリアの下弟であることが奇跡的に判明した。

ジュリアの尽力があったからであろうか、村田安政は、駿府に招かれて彼女と面会し、実姉であることを確認した。そのうえ、安政は家康に謁見を許され、刀、馬、小袖を拝領した。安政は萩藩に帰還後、毛利家に取り立てられ、200石を与えられた。安政が家康に謁見したことで、毛利家では彼を粗末には扱えないと考えたのであろう。

彼女について日本側の史料に示されているのは、村田安政関係の記事が主なものである。彼女について確実なことが分かる数少ない日本側の史料である。これ以外は、ほとんどイエズス会を中心とするキリシタン史料に確認されるに過ぎない。

1612年4月に禁教令が発令されると、ジュリアは、家康の直臣14名と奥女中らが追放された際に一緒に追放された。1612年4月20日に伊豆大島への流罪が命じられ、4月26日、網代港から乗船する前に巡察師フランシスコ・パシオ(1554頃～1612)に宛てて書状を認めており、その内容が確認されている⁷。ジュリアは、大島に30日滞在した後に新島に、さらにその15日後には神津島に移された。1616(元和2)年の家康の死の前後に本土に戻ったようである。

1619年3月には彼女は長崎にいてコンフラリアのために働いていたことが確認される。1620年前後には大坂に移ったようである。その後の消息は不明である。彼女の生涯は、まさに歴史に翻弄されたものと言えよう。

3. ジュリアの立場をめぐる史料的記述

ジュリアが家康に仕えていたことは国内外の史料から確認できるが、どのような形で仕えていたのかは明確ではない。村田安政が家康に謁見を許されるほど厚遇されたことから、まず考えられるのが、彼女が家康の側室であった可能性である⁸。しかし、それを明確に裏付ける史料は確認できない。

『萩藩閥閥録』には、村田安政の姉が「駿河大御所様え御奉公仕」⁹とあり、彼女が家康に仕えていたとされている。しかし、どのような立場であったのかについては何も伝えてはい

ないのである。

キリシタン史料には、彼女が家康の側室であった可能性に関する言及がみられ、言い換えれば、その点を気にしていたのは、むしろキリシタン教会側であったことになる。キリシタン史料には、彼女が家康に直接仕えたことになっているが、その一方で、家康の側室であった可能性は繰り返し否定されている。

それでは、ジュリアの立場について、キリシタン史料の中でどのように記されているかを見ていきたい。彼女の立場についてわずかではあるが言及している史料6点の記述を以下に確認していく。

最も初期の史料は、1605年頃の状況を示したものである。1606年3月10日、長崎発、ジョアン・ロドリゲス・ジラン（1558～1628）執筆の「1605年の日本年報」には、次のように記されている。

【史料1】しかし、彼女の徳について最も感嘆すべきことは、未だ若く人生の花の時代にあり、とりわけ容姿が優れているにもかかわらず、棘に囲まれた薔薇のように、これほどの誘惑の機会にあっても、靈魂を汚すよりもむしろ死を選ぶ決意を抱いていることです。¹⁰

ジュリアが「これほどの誘惑の機会にあっても、靈魂を汚すよりもむしろ死を選ぶ決意」を抱いていることが示されている。これが家康からの誘惑を指しているのか断定はできないが、それを暗示しているかのようではある。ジョアン・ロドリゲス・ジランは、イエズス会の年報制作者として長崎に居住しており、各地から送られてきた情報を纏めたに過ぎないので、ジュリアについて詳細を把握していたわけではない。

次に、1606年頃の状況を示した史料として、1607年2月、大坂発、フランシスコ会士アロンソ・ムニョス（不詳～1620）執筆、フィリピンの聖グレゴリオ管区長宛の報告には、以下のように記されている。

【史料2】皇帝が他の貴婦人を随意によびつけ、彼女等を乱用するので、ジュリアも皇帝の妾ではなからうかとの恐れがあり、時機が至るまで、聖体拝領を許されませんでした。それでこの度彼女は、もし皇帝が他の婦人たちを呼びつけるように自分をその居室へ呼んだとしても、〔自分は〕それを拒むと言いました。また、それで効果がなかったとしたら、切り刻まれても承諾するまいと言いました。¹¹

フランシスコ会士アロンソ・ムニョスの言説なので、信憑性のほどは定かではない。とい

うのも、ジュリアは、この時点まではフランシスコ会との繋がりが確認されないからである。教会関係者に家康の側室または妾ではないかという疑念を抱かれたが、彼女自身がそれを否認した。ここでは、明確にジュリアが家康に呼ばれることを拒否するとしている。つまり、彼女が家康の側室または妾ということはある得ないことになる。そのことをジュリア自身が明確にしているのである。しかし、その一方で、彼女が家康の側室または妾ではなかろうかという疑念があったことが記されているので、教会側がその点を気にしていたことが分かる。ただし、この記事はフランシスコ会のアロンソ・ムニョスの執筆なので、この時点でムニョスが彼女をめぐる状況を正確に把握していたと断言することは難しい。

3 番目は、1608 年頃の状況を示した史料である。1609 年 3 月 14 日、長崎発、ジョアン・ロドリゲス・ジラン執筆、「1608 年の日本年報」には、次のように記されている。

【史料 3】ジュリアは、現在は当初よりも立場がよくなり、閣下〔家康〕に直接仕えています。そして、彼女は、現世の如何なる特権よりも救いの事柄に励む自由を望んでいるので、そこから去りキリシタンたちの間で生きるために、自身が病気になることを望んでいます。¹²

ジュリアが家康に「直接仕えて」いるようになったとするので、それ以前は他のキリシタンの女性たちと共に家康の妻妾に仕えており、直接仕えていたわけではないということのようである。ただし、家康に直接仕えるとは如何なる形態なのかは示されていない。ジュリアは、その状態から暇を得て駿府城を出ることを望んでいるとされている。病気にでもならなければ、彼女が駿府城を出ることが許されないということであろうか。

次の史料は、1611 年から 1612 年頃の状況を示していると考えられているが、1611 年の状況を示していると見ていいであろう。1614 年、メキシコにおいて、セバスティアン・ビスカイノ（1548 頃～1615）執筆の報告書には、彼本人がまさにジュリアが追放される直前に彼女に会っており、追放のいきさつが書き記されている。

【史料 4-1】これ〔贈り物——引用者〕を持って、われわれが〔駿河の〕宿所へ戻ると、そこには 1 人の女中、^{クリアーダ}というよりは前述の將軍の宮殿の侍女のひとりというべき、フリ^{デーマス}アと呼ばれていたキリシタンであり、使節を訪ねてミサに参列するために来た女性がいきました。¹³

ルイズデメディナ神父は、これを 1611 年 7 月 6 日のことと推定している¹⁴。ビスカイノの報告には、やや後になってジュリアについて以下のような詳細な説明が見られる。

【史料4-2】そして、とりわけ前述のフリアは〔信仰に〕励んでおり、皇帝〔家康〕は彼女と過剰な関係にあると見なされていたが、彼女がキリシタンであることを知ると、自らの屋敷から彼女を追出し、大島と^{ウシマ}呼ばれる島に追放しました。そして、これほど神に仕え信仰が堅いので、この立派な女性は、信仰を棄てたり、多数の恩恵を受けて皇帝の意思に従ったりするよりも、むしろ侮辱を受けて宮殿から追放され、頭髪を切る方がよいと見なしました。¹⁵

ジュリアが家康の側室であるかのような書き方がなされている。セバスティアン・ビスカイノは、金銀島探検とスペイン船救助の謝礼のために、フィリピン総督の使節として来日した。1611（慶長16）年8月27日、ビスカイノは、駿府で家康に謁見している。上記の史料に見える使節とは、ビスカイノ自身のことである。彼が状況を正確に把握していたか否かは不明であるが、その反面、彼は実際を目撃者である。彼は、家康がジュリアと家臣である以上の関係にあったと述べている。ビスカイノは、家康に謁見しているので、自らの感想を書き留めたと考えることができる。

1612（慶長17）年、ジュリアは、家康によって伊豆大島に流され、その後、新島に移されたが、さらに神津島に移された。彼女が追放されたのは、禁教令によるものであると考えられる。1613年1月21日、長崎発、マテウス・デ・コウロス（1569～1632）執筆の「1612年の日本年報」には、次のように記されている。

【史料5】これら3名のうち主要な女性は、^{コレア}高麗出身の若い女性ジュリアでした。彼女は、思慮分別に優れた人物であり、国王〔家康〕からは高く評価され、家中からは尊重されていました。そのため、どのような状態にあるか決意のほどを知ると、彼は激怒し、次のように述べました。ルシアとクララが翻意しないのはたいした問題ではない。しかし、ジュリアが自分の命令に服従しようとしなのは我慢ならないことである。これは彼女が恩知らずであり、思慮のないことを示している。自分から受けた多数の多大な恩恵を思い起こすべきである。彼女は^{コレア}高麗の戦争で捕虜になった哀れな外国人女性であったが、日本の^{セニョール・ダ・テンカ}天下人の宮殿の若い女性になるまで登りつめ、自分が信頼する女性として、どこに行くにも常に自分に同伴していた。いずれにせよ、これほどの恩知らずと強情さは処罰に値する、と。そして、2人の同伴者たち〔ルシアとクララ〕には、彼女たちを苛むことなく以前の通りにすると言って、あらゆる手段を使ってジュリアにキリストの教えを棄てさせるよう命じました。¹⁶

前掲のビスカイノの報告にも見られることであるが、ジュリアが追放されたのは彼女が家

康を拒んだからではなく、キリシタンであるというのが理由であるとされている。ジュリアは、禁教令以後も信仰を棄てようとはしなかった。同史料の直後には、ジュリアは「地上の將軍を喜ばせるために天の神を裏切ることとはできない、と答えました」と記されている。このことが、慶長17（1612）年の禁教令に違反していることになる。その結果、彼女は島流しにされたと伝えているのである。

次の史料は、フランシスコ会のフライ・セバスティアン・デ・サン・ペドロが1615年頃にマニラで書いたものである。

【史料6-1】ドナ・ジュリアという彼の側室の一人（敬虔なキリスト教徒であった）を無人島に追放し、ただちに京都や伏見の教会を破壊するよう命じた。¹⁷

ムリエールは女性の意味もあるが、一般的に妻を意味する。サン・ペドロは、ジュリアが家康の側室であるとしている。これに対して、1616年頃にイエズス会のヴァレンティン・カルヴァーリヨ（1558～1631）は、「弁駁書」においてサン・ペドロの記述をそのまま引用したうえで、以下のように反論している。

【史料6-2】また同パードレがドナ・ジュリアと呼んでいるジュリアについて、内府の側室の一人であったとパードレは述べているが、それは事実でない。というのは、彼女は敬虔なキリスト教徒であり、側室として仕えることに同意しようとせず、他の侍女たちと同じように宮廷で奉仕していたからである。パードレは、ドナ・ジュリアという称号を与えて名前に光彩を添えたが、内府の質の側室に仕立て上げて、その名誉を汚した。¹⁸

カルヴァーリヨは、ジュリアが家康の側室などではなく、他の侍女たちと同様に奉仕していたとする。サン・ペドロが事実と異なることを仕立て上げており、それは彼女の名誉を汚したことになる、と強く反論しているのである。

以上のように、おたあジュリアに関して、キリシタン史料からは迫害の中にあっても彼女が信仰を守り続けていることを伝える一方で、一部では家康との関係について疑念が存在していたことが分かる。そして、その可能性は教会関係者によって繰り返し否定されているのである。

4. ナバレーテの著作にみるカトリック教会の見解

日本側の史料をみると、『萩藩閥閥録』によれば、村田安政の姉は家康に仕えていたこと

になっており¹⁹、この姉こそがおたあであろうと考えられている。たあは洗礼を受けてキリシタンとなっており、ジュリアという洗礼名を受けている。

先述の通り、彼女が家康に仕えることになったきっかけが何であったのかは分からない。イエズス会の史料にはジュリアの名前が見え、家康に仕えたことが記されているが、彼女が側室である可能性は強く否定されている。彼女が家康の側室ではないことが強調されているが、彼女が家康の許においてどのような立場であったのか詳しいことは記されていない。【史料2】に見られる通り、ジュリア自身も、そのことについて否定している。

しかし、その一方で、「村田家文書」に見られるように、村田安政はジュリアの招きによって萩藩から家康のいる駿府に呼び出され、家康に謁見を許されたうえに小袖などを拝領している。安政に対する家康の破格の厚遇を考慮するならば、彼女の立場が女中以上の存在であったと疑念を抱かせる余地があったのである。

それでは、ジュリアが家康の側室である可能性を自ら否定したのはなぜなのか。迫害に屈せず信仰を守った高麗人女性として幾度もキリシタン史料に言及されたジュリアであるが、それだけの記述でも十分であるはずが、教会側がわざわざ家康との関係を否定したのはなぜだろうか。彼女自身が否定しているならば、その通りだと思えばよいとも言える。ここでは、ジュリアが実際に家康の側室であったかどうかとは無関係に、教会側がなぜそこまで側室ではないことを強調する必要があったのか。以上の問題について考えてみたい。

キリシタン教会がジュリアの立場を気にしていたことは、単なる興味本位の問題ではない。彼女が家康の側室ではないことにイエズス会がこだわったのは、側室または妾の洗礼の問題が絡んでいると考えられる。つまり、側室または妾に洗礼を受けることは可能か、ということである。さらに、この問題の延長線上には、側室または妾を司牧することは可能か、という宣教師たちを悩ませた事柄がある。

カトリック教会における婚姻の2大原則は、婚姻の単一性と不解消性である。このことは、1563年11月11日に開催されたトリエント公会議の第24総会において確認され、明確に宣言されている²⁰。婚姻の単一性とは、一夫一婦制を遵守することであり、側室や妾を持つことは許されない。不解消性とは、離婚が許されないことである。布教地である日本においても、キリシタン宣教師たちは、婚姻の2大原則を厳格に遵守している。とりわけ、婚姻の単一性を尊重して一夫一婦制を遵守する立場にカトリック教会は非常に厳格な姿勢を堅持していたため、側室または妾に関する議論の余地はほぼなかった²¹。上記の公会議においても、「キリスト者は同時に数人の妻を持つことができると言い、そうすることは神の掟によって禁じられていない（マタイ 19・4～9 参照）と言う者は排斥される」と明確に規定されている²²。

もしもジュリアが家康の側室であるならば、その状態は婚姻の単一性に反することにな

る。彼女はすでに宇土で洗礼を受けていたと推測されているが、受洗後のことであっても、仮に権力者の側室となったのであれば、彼女の司牧が困難になると考えられたのであろう。前掲の【史料2】に、「ジュリアも皇帝の妾ではなかろうかとの畏れがあり、時機が至るまで、聖体拝領を許されませんでした」との記述が見える点に注目したい。

それでは、女性の側から考えるならば、側室や妾であることは罪なのか。側室や妾を持つことが罪であるとしても、側室や妾の立場にあることは果たして罪なのであろうか。もし、側室や妾が未信者であり、改宗を望むならば、側室や妾には洗礼を授けることはできないのだろうか。彼女の場合は、家康に仕えた時点ですでに洗礼を受けていたと考えられるので、側室を司牧することに妥当性があるかということになるであろう。まさに【史料2】の記述の通りである。以上のような問題に関わるので、教会側は彼女の立場にこだわったものと思われる。

この問題については、当時の日本においてキリシタン宣教師の間でも明確な解答はなかったと考えられる。側室や妾に洗礼を授け、司牧することの是非は、実はその後の中国布教において問題になっている。この問題は、社会的状況から、日本よりも中国における布教の場でより深刻であった。

側室や妾の授洗に対するキリスト教会の見解としては、その後の中国に例を見ることができる。スペイン出身のドミニコ会士ドミンゴ・フェルナンデス・ナバレテ（1610頃～86）は、中国の布教上の諸問題についてイエズス会と論争したことでも知られるが、中国において側室や妾に洗礼を授けることの是非を論じている。明清時代には読書人が科挙に合格すると、経済的にかなりの余裕ができるので側室や妾を持つことが容易になる。ゆえに官僚たちの間で蓄妾が一般的であった明末清初の中国では、蓄妾問題が読書人に対する布教の大きな障害になっていた。中国においては、一夫一婦制の厳守が布教上の難関となっていたのである。その中でナバレテは、イエズス会の中国布教を批判するドミニコ会の立場から、妾への授洗の是非を焦点にした史料を記している。「その愛人や主人の意思に反して妾に洗礼を授けることは合法であるかどうか？」という題の議論は、布教の負の要因としか見られていない妾自身の受洗について取り上げた、大変珍しい史料であると言える²³。

そこには、主人の受洗の障害となるため妾と別れることや、また、主人の意思に反して妾に洗礼を授けることなどが議論されているが、どちらも社会的弱者の妾としては、屋敷から追い出されて生活に困窮することを意味する。議論しているナバレテ自身もそのことを認識していた。「彼らは、あたかも自分たちの物であるかのように、彼女たちを使うために買ったのである。あの聖なる秘跡を受け入れるためには、罪を犯す機会に隣接しているかどうか、そして議論が十分にあの状態に達しているかどうか、あらゆる困難が基づいている」と述べているのである²⁴。

妾は自分の意思によって妾になったのではなく、主人の所有物のような存在である。教会の中で婚姻の単一性に反する妾の存在は、妾を囲っている男性にとって受洗を妨げる負の要因として主に認識されていた。しかし、これは男性側から見た問題であり、女性側から見れば、妾は主人から金銭で買われていることが多く、通常は自ら妾であることを望んだわけではない。ナバレーテの史料には、福安の高官の妾が受洗した事例が紹介されている。福安はドミニコ会が布教を行っていた地域なので、ナバレーテ自身が関わった可能性もある。福安の高官のひとりの妾が、主人の意に反して受洗を強く希望した。彼女は神を侮辱するよりは生命を失うまで苦痛に耐えるほどの覚悟であったので、ドミニコ会の宣教師が授洗したのである。神の教えを嫌悪し、妾を愛していた高官は、彼女を脅したり、罰したりしたが、彼女の意思が変わらないことを知ると、結局は彼女に暇を与えて屋敷から追い出した。それでも彼女は亡くなるまで、教化の偉大な模範として生きた。恐らくこのような事例が、妾の受洗問題に関して宣教師たちの理想とするものであったと思われる。ナバレーテは、「ひとりの可哀想な女性がそれほどのことを甘受でき、彼女を使うために彼女を買った強力な存在に打ち勝つことがどうして価値を持たないのであろうか？」と結論づけている²⁵。その女性自身も、救われるべき哀れな魂に変わりはない。社会的弱者としての妾の立場を考慮するならば、そう簡単には割り切れないのが実情であった。そのような女性たちに洗礼と告解の秘跡を授けることについて、ナバレーテが深く悩まされている様子が窺える。実際には、妾がいる状態で洗礼を授ける事例がイエズス会を中心として少なくなかったようである。ナバレーテはそのことを批判しているようでありながら、ドミニコ会も同様の困難に直面していることを自認している印象をぬぐえない。妾の問題は、イエズス会のみならずドミニコ会にとっても解決困難な問題であったことが窺える²⁶。

ジュリアの事例では、側室や妾に対する司牧が焦点となる。教会が彼女の側室である可能性を強く否定したのは、信仰を守るために迫害に耐えた彼女の姿に、側室という負の要素が影を落とすからという理由だけではない。それ以上に、側室や妾に洗礼を授ける、または側室や妾を司牧することに対して、イエズス会内では未だ方針が定まっていなかったからではないだろうか。

側室や妾があつては洗礼を授けることはできないという教会の立場は堅持されているものの、一方で側室や妾に洗礼を授けることができるか否かという議論が日本においてなされた形跡はない。このことは、その用意がなかったということであろう。婚姻の単一性に対しては、カトリック教会の見解が議論の余地がないほど揺るぎないものであったことがその前提にはある。そして、上からの布教を目指すイエズス会の布教方針は受洗する男性側を中心に論じられがちであり、さらに、布教地の日本においては離婚問題の方がより深刻な布教上の障害として認識されていたこともその一因として考えられる。

5. おわりに

おたあジュリアは、朝鮮半島出身であったが、日本に連れて来られ、激動の時代の中で数奇な運命に翻弄された一人の女性であったと言える。

彼女は、文禄の役の際に漢城において小西行長の軍隊に捕えられ、家族と離れ離れになって日本に連れて来られた。その後は行長の妻マリアの侍女として仕え、慶長元（1596）年、その過程で、イエズス会のモレホン神父から洗礼を受けたと考えられている。しかし、慶長5（1600）年の行長の没後から家康に仕えたことが分かるまでの約6年間については、彼女の動向は確認されていない。

キリシタン史料では、彼女が家康に仕えているとはいえ、家康の側室であることは取えて否定されている。これには側室であることがキリシタンの教えに抵触すると考えられたのであろう。彼女が家康の側室ではないことにイエズス会がこだわったのは、宣教師たちを悩ませていた側室や妾への授洗や司牧の問題が絡んでいると考えられる。当時は、側室や妾に洗礼を授けることの是非について、イエズス会内で定見がなかったと考えられる。洗礼を受けた後であるとはいえ、彼女本人が司牧に関わる問題であることを気にしていたとも考えられる。

秀吉の朝鮮出兵にともない幼少期に親と生き別れになり、異国の地に連れてこられて、やがて家康に仕えるようになったおたあジュリアである。キリスト教信仰に出会い、その思いを貫いて生きた足跡を、歴史に翻弄された生涯を、断片的ではあるがキリシタン史料は伝えている。その記録の中に、当時のキリシタン教会の抱えていた婚姻問題をめぐる苦悩が垣間見えるのである。

注

- 1 福島雅子「新出の伝徳川家康下賜「白練緯地葵紋付変り段亀甲模様小袖」について」『国華』第1533号、2023年。
- 2 木部和昭「萩藩における朝鮮人捕虜と武士社会」『歴史評論』第593号、1999年。
- 3 ホアン・G・ルイズデメディナ『遙かなる高麗——十六世紀韓国開教と日本イエス会』近藤出版社、1988年。同書は次のスペイン語書籍の著者本人による日本語訳であるが、大幅に増補されている。Juan G. Ruiz de Medina, S. J., *Origenes de la Iglesia Católica Coreana desde 1566 hasta 1784: según documentos inéditos de la época*, Institutum Historicum Societatis Iesu, Roma, 1986.
- 4 本稿には、妾など現在では適正とは思われない用語で表現されているところがあるが、史料に見られる用語なので歴史用語として使用していることをお断りしておきたい。
- 5 ルイズデメディナ前掲『遙かなる高麗』184頁。
- 6 ルイズデメディナ前掲書では、彼女が家康の側室であった可能性は否定されている。
- 7 ルイズデメディナ前掲書、215頁。
- 8 韓国では、ジュリアが家康の側室にならなかったことも流罪になった一因であったという見解が示されている（李元淳執筆、オタ・ジュリア『韓国カトリック大事典』韓国教会史研究所、

- 1997 年、6473～6475 頁)。
- 9 『萩藩閥閥録』『村田貞右衛門安政』第 2 巻、619 頁。
 - 10 Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 55, f. 283v. 以下、ルイズデメディナ神父の研究を参考しているが、特に断らない限り、史料は原文から翻訳し直した。
 - 11 ルイズデメディナ、203 頁。British Museum, Harley No. 3570, f. 390r-v. 本史料については、原文が確認できなかったため、本稿においてはルイズデメディナ前掲書より引用する。
 - 12 Jap. Sin. 56, f. 13v.
 - 13 D. Luis Torres de Mendoza, ed., *Colección de Documentos Inéditos, relativos al descubrimiento, conquista y organización de las antiguas posesiones españolas de América y Océanía*, Tomo VIII, Madrid, 1867, p. 143. 底本はスペイン国立図書館所蔵の以下の文書である。Biblioteca Nacional de España, Ms. 3946. なお、ビスカイノの報告には、以下の日本語訳がある。村上直次郎訳註『ドン・ロドリゴ日本見聞録 ビスカイノ金銀島探検報告』駿南社、1929 年。フアン・ヒル、平山篤子訳『イダルゴとサムライ——16・17 世紀のイスパニアと日本』法政大学出版局、2000 年。
 - 14 ルイズデメディナ前掲書、210 頁。
 - 15 *Colección*, p. 180.
 - 16 Jap. Sin. 57, f. 243v.
 - 17 高瀬弘一郎・岸野久訳『イエズス会と日本 二』岩波書店、1988 年、680 頁。
 - 18 高瀬・岸野訳『イエズス会と日本 二』687 頁。
 - 19 『萩藩閥閥録』『村田貞右衛門安政』第 2 巻、619 頁。
 - 20 デンツインガー編・シェーンメッツァー増補改訂 (A・ジンマーマン監修・浜寛五郎訳)『改訂版 カトリック教会文書資料集——信経および信仰と道徳に関する定義集』エンデルレ書店、2002 年、311～314 頁。
 - 21 日本や中国で布教していたイエズス会宣教師の間でも、離婚問題については対策を求める議論が長い間続いた反面、妾の問題はあまり議論の対象にならなかった (安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』教文館、2012 年)。
 - 22 前掲『改訂版 カトリック教会文書資料集』312 頁。
 - 23 Domingo Fernandez Navarrete, O.P., *Controversias antiguas y modernas de la mision de la gran China*, Madrid, 1679, Cap. 4, pp. 202-203.
 - 24 Op. cit.
 - 25 Op. cit.
 - 26 安廷苑「妾への授洗の問題」、前掲『キリシタン時代の婚姻問題』所収。

【付記】 本稿は青山学院大学経営学部経営学会から受けた研究助成の成果の一部である。